主

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、憲法三一条違反をいうが、本件釈明請求に関する異議申立 棄却決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にい う「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらないものと解 するのが相当である(昭和四六年(し)第二六号同年四月一九日第二小法廷決定参 照)から、本件各抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年五月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷